



会報



RIテーマ

クラブ 会長テーマ
『協調とおもいやり…そして分かちあいの心を』

2007-10-3 第 808 回例会 NO. 18-13 2007-10-10 発行

◎司会 SAA指名 猪股 末男

◎点鐘 会長 村上 久

◎国歌斉唱

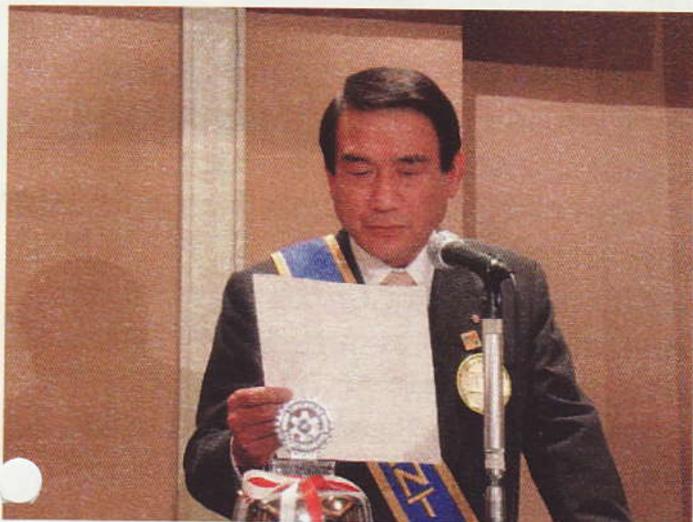
ロータリーソング『奉仕の理想』

ソングリーダー 菊池 敏

◎お客様紹介 会長 村上 久

東京新宿RC 高濱 祐 様

◎会務報告 会長 村上 久



*先週事務局の西川さんが緊急入院されましたが、幸い一週間で退院されました。皆さん優しくしてあげて。
*9月27日に第二回地区R財団セミナーがあり、赤尾G補佐と参加しました。会員一人当たり\$100を目標としておりますのでどうぞ宜しく。
*9月28日に新会員研修セミナーが行われた。関岡委員長、杉田副委員長ご苦労さんでした。入会2年以内の会員、足立会員、海野幹事、私も参加しました。
*10月2日、東グループのR研修会が行われ、域内の9クラブが参加。秋山パストGの講演を頂きました。
*G公式訪問の際の賞賛とお礼の手紙を坂本ガバナーから頂いております。

◎幹事報告 幹事 海野 榮一

*東京飛火野RCの事務所移転、東京府中RCの例会会場臨時移転のお知らせが参っております。

*配布物：講演会プログラム行動表とチラシ/小田さんの卓話のレジュメ/Rの友10月号

*回覧：稲城RCの会報/第6回R囲碁全国大会の案内/福祉日より

【委員会報告】

◎出席報告 出席奨励委員会 菊池 敏

会員総数 36名

出席義務者数 35名(出席免除者1名)

出席者数 24名

欠席者数 11名(事前MU3名)

出席率 77.14%

補填MU：相京 孝明 10/3 グループセミナー

中谷 紘子 9/28 新会員セミナー

北嶋真知子 //

富澤 倫 //

9/19 最終訂正出席率 85.71%

◎ニコニコBOX SAA・親睦委員会 小田 良生

村上 久 お客様、ようこそ。小田さん、卓話楽しみです。

海野 榮一 小田さん、卓話宜しくお願ひします。

関岡 俊二 6日(土)は幼稚園の運動会です。天気になりますように！

大松 誠二 卓話の小田さん、財産はないけど、その時は宜しくお願ひしますね。

伊藤 英也 小田先生の卓話をしっかり聞いて帰ります。宜しくお願ひします。

赤尾 恭雄 小田さん、卓話ご苦労様です。ジャイアンツ万歳！！\(^o^)/西川さん、ゴメンネ。

宮村 宏 小田さん、卓話楽しみにしています。これ
からに生かしたいと思います。

足立潤三郎 小田さん、卓話宜しくお願いします。

伊澤ケイ子 小田さん、スピーチ楽しみです。

澄川 昇 小田さん、楽しみにしています。

藤本 吉文 来週はIMの協議会。グループごとの分科会
です。宜しくお願いします。

岩野 京子 新人研修会ではお世話になりました。大変
勉強になりました。

小田 良生 小田様、卓話楽しみしております。

本日の合計¥16,000 (累計¥313,805)

＜その他委員会報告＞

*私はこちら考える

「多摩市 安心・安全な街づくり」について

広報担当実行副委員長 伊藤 英也

地域マスコミ各社の広報掲載状況説明。チラシ、ポスターの増刷について。

総務担当実行副委員長 大松 誠二

ポスターの配布と各事業所貼付のお願い。行動表の説明。終了後、京王PHへ戻り、前週のIMと合同の慰労会を。

*お知らせの訂正

幹事 海野 榮一

第806回例会の会報(No18-11)に掲載の委員会だより欄の打ち上げ時間はPM18:30のところをPM18:00に訂正。

*IMについて

実行委員長 藤本 吉文

来週例会でテーブル毎に分かれて、分科会を行います。

*SAA・親睦委員会より

副委員長 宮本 誠

*欠席の事前連絡は前日(火)の午前中に!

*10月31日のプロジェクトでは、市民の前で例会をするので万障繰り合わせて100%出席でお願いしたい。

◎卓話「遺言のすすめ」

小田 泰機

(多摩公証役場 公証人)

案内 プログラム委員会 足立潤三郎

人が亡くなるとその人の財産(不動産、預貯金等)は、法律(民法)の定めにより亡くなった人(被相続人)の配偶者、子、親、兄弟姉妹などの相続人に一定の割合(相続分)に従って配分されます。これを法定相続といいま



すが、法定相続だけを基準に財産を分けようとするとき、ときには相続人間で不公平が生じて争いの原因となったり、あるいは普段行き来のない者に財産が配分されたりして、現実困った事態が起こることがあります。これを避けるには、遺言を活用することが大切です。遺言は被相続人(遺言者)が生前、その意志に基づいて遺言書という書面を作成し、誰に自分の財産を配分するかを明らかにしておくものですが、これがあると法定相続の定めにもかかわらず、遺言に従って財産が配分されることになります。相続は「争族」と言われます。遺言者が相続人個々の事情を考慮して、財産を分けておけば、無用な争いはなくなるようになります。

遺言は、15歳以上の者であれば誰でもできるのですが、遺言能力が必要とされています。なるべく元気な間に遺言をしておくことが大切です。「親が今にも死にそうなので遺言をさせたい」などと相談に来る人がいますが、(遺言能力の問題、急死など)手遅れの場合が多いのです。遺言には、自筆証書遺言、公正証書遺言等がありますが、法律の定めた様式に従う限り効力は同じです。遺言を一旦した後でも撤回は自由ですので、あまり気張らずに現在の気持ちを自然に表現すればいいのではないかと思います。気が変わればやり直せばいいのです。元気な内にこそやるべきです。

大事なことは、遺言をしたことを知らせておくことです。誰も知らなければ遺言は無駄になってしまいます。

(詳細は「遺言のすすめ」のレジュメを参照)



◎点鐘

会長 村上 久
(今週の担当 吉沢 洋景)